

第1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び京都市外部監査契約に基づく監査に関する条例第2条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

平成14年度の2つのテーマのうち、テーマ「その1 芸術文化の振興に関する事業及び文化施設の管理・運営について」を特定の事件として選定した。

事件を選定した理由

芸術文化の振興については、平成13年12月に「文化芸術振興基本法」が施行され、京都市においても、すでに平成8年に「京都市芸術文化振興計画」が策定され、以降その計画の推進を図るためのさまざまな事業が実施されてきた。

京都市は、他都市と比較して芸術文化の振興に積極的に取り組まれている状況ではあるが、事業の内容を検証するとともに、今後さらに充実した事業をめざすために、取り上げて検討することが必要であると考えた。

厳しい財政状況の中、京都市の芸術文化の振興に関する基本方針・計画が、各事業にどう生かされているか、また事業所の財務状況及び事業の受託・施設管理している出資団体の事業の取り組みを一元的に検討することが、経済性、効率性、有効性の観点から有益であると判断した。

したがって、地方自治法第252条の37第4項に定める財政援助団体・出資団体自体の監査を行うものではなく、事業全体を一元的に検討する必要があるために、任意団体及び外郭団体である関係公益法人の経理状況・施設の管理状況も併せて監査するものである。

また、平成12年10月に京都市職員が市と市民団体や業界等で構成した、いわゆる任意の団体(協議会)の財産を横領した不祥事もあり、任意団体の実態を見るとともに、芸術文化事業等の推進状況を監査し確認することが必要であると考えた。

外部監査の対象

芸術文化振興事業が多岐にわたるので、外部監査の対象を文化課が所管する事業、事業所が所管する事業及び文化施設の管理・運営に集約した。

そのうえで、京都市の行う芸術文化振興に関する事業として、次の主な事業を対象とした。

- (1) 文化課の所管する芸術文化事業
 - ア 京都まつり
 - イ 京都映画祭
 - ウ 芸術祭典・京
 - エ 京都の秋 音楽祭
 - オ 京都芸術センター事業
- (2) 事業所が所管する事業
 - ア 京都市美術館
 - イ 京都市交響楽団
- (3) 文化施設の管理・運営
 - ア 京都芸術センター (財団法人京都市芸術文化協会委託)
 - イ 京都コンサートホール (財団法人京都市音楽芸術文化振興財団委託)
 - ウ 地域文化会館 (財団法人京都市音楽芸術文化振興財団委託)
東部文化会館、呉竹文化センター、西文化会館ウエスティ、北文化会館、
右京ふれあい文化会館

監査対象とした理由

- (1) 文化課の所管する芸術文化事業として、比較的予算規模の大きい「京都まつり」、「京都映画祭」、「芸術祭典・京」、「京都の秋 音楽祭」、「京都芸術センター事業」の5事業を対象とした。
- (2) 事業所が所管する事業として、古い歴史をもつ京都市文化の顔の一つである「京都市美術館」、全国で唯一の自治体直営のオーケストラである「京都市交響楽団」の2つを対象とした。
- (3) 管理・運営をみる文化施設として、芸術文化の推進拠点である「京都芸術センター」、クラシック音楽の殿堂「京都コンサートホール」及び各地域に広がりをもつ5つの「地域文化会館」を対象とした。

3 外部監査の対象期間

平成12年4月1日から平成13年3月31日まで

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

ただし、必要に応じ比較検討する場合は、平成9年度以降5年分とした。

4 外部監査の視点

- (1) 文化事業の一貫性について

京都市の芸術文化事業は、歴史的風土をもつ都市として中心的な事業である。芸術文化の多様な側面をもつ事業を、京都市文化市民局文化部文化課、

事業所・施設及び委託団体と横断的に文化事業の推進状況を見ることにした。

事業を部分的に見るのではなく、芸術文化事業を広い視野から一体として見ることに重要であると考えた。

(2) 事業を行う組織について

芸術文化事業の進め方は、事業の目的や内容によって様々な態様があるので、それぞれの事業がどのような組織によって推進されているか、独立性、内部統制、事業間の均衡、事業実施の法規性及び妥当性についても見ることにした。

また、任意団体（主として実行委員会）については、平成13年3月23日「任意団体等計理事務における不祥事防止対策委員会報告書」が出されており、組織のあり方についても検討した。

(3) 効率性について

芸術文化事業は計数的な効率のみを求めるものでなく、芸術文化振興のために次世代に向けて振興を図るものであっても、「住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果」を念頭に入れ、予算執行の適正性、費用対効果並びに効率性を高める必要がある。事業コストをもとにして利用率を見ると費用対効果が測定できるので、各事業を比較して見ることにした。

(4) 契約について

事業所に対しては、委託に関する契約が京都市契約事務規則のとおり手続きがされているかどうか。また、出資団体への事業の委託に関しては、京都市から直接個別の業者に委託するよりも、費用及び効率の面から合理化ができることが重要なので、その視点から調べることにした。

(5) 文化施設について

文化施設の管理運営は、事業と密接に関連しているので、事業に関連する面から監査することにした。

(6) 団体の財務及び会計について

事業を行った結果を検証する一つとして、予算書及び収支計算書の内容を検討し、その報告、団体の監事の行う監査が適正に実施されているかどうか、また、収入支出の妥当性についても見ることにした。

5 外部監査の方法

(1) 予備手続

監査の実施に当たり、芸術文化事業の概要を調べるため、次のような資料を検討した。

- ・ 平成12・13年度京都市予算の概要

- ・ 平成12年2月・13年2月市会定例会議案説明書
- ・ 地方文化行政状況調査報告書（文化庁）
- ・ 平成13年度事業概要（京都市文化市民局）
- ・ 京都新世紀市政改革大綱
- ・ 京都市の主な出資法人の概要（京都市総務局総務部行政改革課）
- ・ 平成13年度第3回市政総合アンケート報告書（京都市総合企画局市長公室広報課）
- ・ 京都市芸術文化振興計画

(2) 監査手続

監査を有効かつ効率的に進めるため、事前説明を含む予備調査、所管する文化課調査、実地調査、調査結果に基づく問題点の検討、監査意見のとりまとめに分け、監査を実施した。

ア 文化課において

市長部局の事務事業を見るため、「京都市文書保存分類」に掲げる歳入予算整理簿、歳出予算整理簿等の主要帳簿及び事業に係る各簿冊、契約書等の証憑書類の提出を求め、質問、実査、精査、証憑書類の突合、分析など、試査による方法もとりながら、実態に応じた監査手続の方法により監査した。

イ 実地監査において

事業を推進している機関の状況を監査するため、次の事業所・施設及び出資団体を往査した。

京都市美術館、京都市交響楽団

京都芸術センター、京都コンサートホール、東部文化会館、北文化会館

財団法人京都市芸術文化協会、財団法人京都市音楽芸術文化振興財団、事業所及び施設を巡回し、事業及び施設に関する説明を受け概要を把握したうえで、事業の推進状況、財務状況、契約状況及び効率性について質問、閲覧、突合、実査、分析などの監査手続の方法により監査した。

6 外部監査の実施期間

平成14年6月19日から平成15年2月15日まで

- (1) 平成14年6月14日 補助者の選任、テーマの選定
- (2) 平成14年6月から7月中旬まで 監査予備手続
- (3) 平成14年7月中旬から7月下旬まで 実地監査（文化市民局）
- (4) 平成14年8月下旬から10月中旬まで 実地監査（京都芸術センター、美術館、交響楽団、京都コンサートホール）

この間随時外部監査人執務室で協議、地域文化会館 2 箇所の現地視察等を行う。

(5) 平成 14 年 11 月中旬から平成 15 年 1 月まで 報告内容の検討等

7 包括外部監査人の氏名及び同補助者の資格と人数

京都市包括外部監査人 税理士 今 西 衛

同補助者 税理士 4 人、実務精通者 1 人、大学名誉教授（音楽分野）1 人

8 利害関係

包括外部監査の対象として事件（事案）について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。